

成年後見支援センター

今は元気だけど、将来のことが心配。
信頼できる人に相談しておきたい…。



成年後見制度

がございます。

判断能力が不十分になってしまった方々が
不利益を被らないように支援・保護する制度です。



元気うちに
決めておこう

任意後見制度

自分で
備える



本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に
したがって任意後見人が支援する制度です。

任意後見人



法定後見制度

皆で支える

判断能力が不十分な方に親族などから家庭裁判所に申立て、適任と思われる支援者が選ばれる制度です。



判断能力がほとんどない方が対象です。後見人が代って契約等を行い、本人を保護します。

後見



判断能力が著しく不十分な方が対象です。「重要な行為」については、支援者(保佐人)の同意を必要とします。

保佐



判断能力が不十分な方が対象です。補助人に対し同意権及び代理権を付与して保護を図るものです。

補助



成年後見監督人(保佐監督人・補助監督人)

成年後見人が行う後見等の事務を監督します。任意後見制度の場合は、任意後見監督人が必要となります。

私たちは地域に密着した『財産管理と税』の専門家です。
財産管理のことで将来に不安を感じたら、お気軽にご相談ください。

税理士は、明日のあなたを支えます。

東北税理士会

成年後見支援センター

〒984-0051 仙台市若林区新寺1丁目7番41号

TEL 050-3533-6777

FAX 022-293-6731

詳しくは「東北税理士会 成年後見支援センター サイト」をご覧ください。

東北税理士会 成年後見

検索

無 料 相 談

ご相談は無料となっております。下記の方法にてお申し込みください。
税理士会員の方もご利用ください。

相談内容の回答は原則としてお電話で行います。
電話では説明が困難な場合、日時を決めて面接相談を行います。面接相談は原則として東北税理士会館で行います。

お電話でのお申し込み

平日 午前10時～午後4時まで(正午から1時間は休憩時間)
(但し、国民の祝日、夏期休暇及び年末年始を除く)

お申し込み
電話番号 **050-3533-6777**



ホームページからのお申し込み

下記URLよりお申し込みください

<https://www.tohokuzei-seinenkouken.org>

【FAXでのお申し込み】 下記内容をご記入になり、当センターFAX番号まで送信ください。
各項目の該当する□にチェックをお付けください。

ふりがな 相談者名	電話番号 ()	年齢 歳
ご住所	〒	
職 業	<input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> 東北税理士会会員	
相談について	<input type="checkbox"/> 今回初めて <input type="checkbox"/> 過去にある	
当センターを 知った方法	<input type="checkbox"/> チラシ・パンフレット <input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 新聞・雑誌 <input type="checkbox"/> 知人からの紹介 <input type="checkbox"/> 支部からの紹介 <input type="checkbox"/> 行政機関からの案内 <input type="checkbox"/> その他()	

■ご相談内容 相談したい内容などをご自由にお書きください。

お申し込みFAX番号 **022-293-6731**

※個人情報については業務に関連した事柄に使用し、その他の目的には使用いたしません。